

東日本大震災の復興財源¹

明治大学 山田知明研究会 財政政策分科会

磯部啓 柿沼和樹 嶋田大輔 細井亮佑 山崎俊範

2011年12月

¹ 本稿は、2011年12月17日、18日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2011」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、山田知明准教授（明治大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

東日本大震災の復興財源

2011年12月

要約

2011年3月11日に起きた東日本大震災によりうけた被害額は16兆～25兆にも上ると推定されている。さらに風評被害や福島原子力発電所の問題などを含めると経済的な損失は莫大なものになるだろう。日本の財政赤字は年々深刻化し、また世界的な同時不況の中、今回の震災の復興のためにはどのような対応が求められるのだろうか。国債、増税、復興カジノの3点から政策提言をしていく。

まず、現在の日本の財政状況を振り返る。平成23年度の一般会計歳出総額は92兆4116億円であり、国債の元払いに充てられる費用は約1/4にも及ぶ。平成23年度一般会計予算における歳入のうち、税収の分は約4割程度にしか過ぎず、そのほとんどが借金で賄われている。債務残高も平成23年度3月末の時点で約924兆円であり、対GDP比は212%となっている。これはアメリカやイギリスといった諸外国の約2倍だ。

しかし、そのような状況下でも、震災による補正予算のうち第三次補正予算分は、復興債の発行によって賄われることが見込まれている。震災による補正予算は第一次補正予算が4兆円、第二次補正予算が2兆円であるが、第三次補正予算は12兆円にも上っている。

阪神淡路大震災時も財源は国債で賄われた。平成6年度の補正予算時では1.6兆円、平成7年度の補正予算時では2.8兆円の国債が発行された。しかし、この時はまだ国債の債務残高が現在の1/3以下であり、国債の発行は比較的容易に行えた。当時の国債の債務残高は200兆規模であり、阪神淡路大震災から東日本大震災までの17年足らずで債務残高は3倍以上増えている。この状況下で国債の発行を行うためには、増税が必要不可欠となってくる。

国債の償還や今後の震災に関わる経費を賄うために、増税は有効な手段である。しかし、消費税などの増税を行うことで、消費意欲が下がり、不景気が助長される可能性がある。そこで国民の増税に対する反応が重要となってくる。個人の消費に関わる主要な税の、消費税と所得税の増税についてアンケートを行い、その結果からどれほどの増税を期待できるか検討し、増税について提言をする。

また、復興財源の新たな歳入先として、被災地へのカジノリゾートの建設の可能性を考える。阪神淡路大震災時は、その被害の大部分を被った兵庫県の復興事業費をみると、縣市町の割合が高く、復興において地方自治体の役割は大きい。カジノリゾートが導入されることにより、税収の増加や地域の復興がなされるのではないかと期待される。

目次

はじめに

第1章 東日本大震災の財源

- 第1節 震災以前の日本の財政状況
- 第2節 復興費の歳出先
 - 第1項 第一次補正予算により決定した復興費の使い道
 - 第2項 第二次補正予算により決定した復興費の使い道
 - 第3項 第三次補正予算の復興費の使い道

第2章 阪神淡路大震災との比較

- 第1節 阪神淡路大震災の復興費
- 第2節 当時の財政政策の問題点

第3章 国債

- 第1節 国債の性質と現状
- 第2節 どの国債が適切か
- 第3節 国債のマクロ的影響

第4章 増税

- 第1節 増税案について
- 第2節 個人所得課税と法人所得税
- 第3節 相続税とたばこ税
- 第4節 消費税

第5章 復興のためのカジノ構想

- 第1節 カジノ構想
- 第2節 カジノ導入による懸念
- 第3節 経済打開策としてのカジノ

第6章 政策提言

- 第1節 国債
- 第2節 増税のアンケート結果からの提言
- 第3節 復興カジノ

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

2011年3月11日に起こった、東北と北関東を中心とする東日本大震災は日本人にとって大きなダメージとなり、世界中でも大々的に取り上げられた。今回の東日本大震災の犠牲となった人数は死者1万5000人、行方不明者4000人にも上り、これだけの被害がでたのは戦後初である。政府は、建造物の全壊・半壊、インフラの寸断などで被害総額を16兆~25兆円と推定し、これは阪神淡路大震災時の約2倍の規模である。半年以上たった現在でも、未だに原発や復興の問題が解消されておらず、回復は長期に渡るであろう。復興の財源には巨額な費用がかかり、どのように復興費を捻出していくか、政府の対応を踏まえた上で考察していかなければならない。

平成23年度の国の予算は3月時に決定したが、今回の震災をうけ政府は、第一次・第二次・第三次補正予算を組んだ。7月2日に成立された第一次補正予算では、まず当面の復旧に必要な費用を柱に、インフラ整備や、自衛隊・消防などの活動費、仮設住宅の建設などにあて、早期復旧のための予算案となった。内訳として、最も多かったものがインフラ復旧の1.2兆円。次いで自衛隊・消防の活動費が8000億円、中小企業や農林漁業者への金融支援が6400億円、仮設住宅の建設などに4800億円、学校・病院の復旧に4000億円、がれき処理に3500億円などにと、合計4兆円にも上る予算が費やされた。

続いて第二次補正予算は7月25日に成立し、復旧・復興にかける費用が8000億円と最も多い。第二次補正予算では、今回の震災の一番の問題とされている原発事故に関する予算も含まれている。内訳として、復旧・復興予備費が8000億円、地方交付税が5500億円、被災者支援の関係費が3700億円、原発事故の関連経費が2700億円など、計2兆円となっている。

そして、11月10日に第三次補正予算案が可決され、本格的な復興を本柱とする今回の補正予算案では総額12兆円が計上され、補正予算としては過去2番目の規模となっている。

この補正予算分の財源はどこから捻出されるのだろうか。第一次補正予算の財源に関しては、基礎年金の国庫負担率の維持に必要とされる2.5兆円が充てられた他、民主党の歳出見直しによって確保された。続く第二次補正予算では、22年度の決算余剰金からの財源確保となった。第三次補正予算の12兆円分は正式に決定されていないが、この巨額な資金は国債からの財源確保が適切であると考えている。しかし、日本の債務残高は平成23年度3月末の時点で924兆円にも上り、対GDP比は212%にも及ぶ。その中で国債を発行していくには、政府歳入の増大のため大幅な増税が必要である。このような大規模な災害では国民全体で負担を担う必要があり、そのためには消費税や所得税の増税は必要だろう。また、復興と財源確保を兼ねてカジノ建設の可能性を考察する。

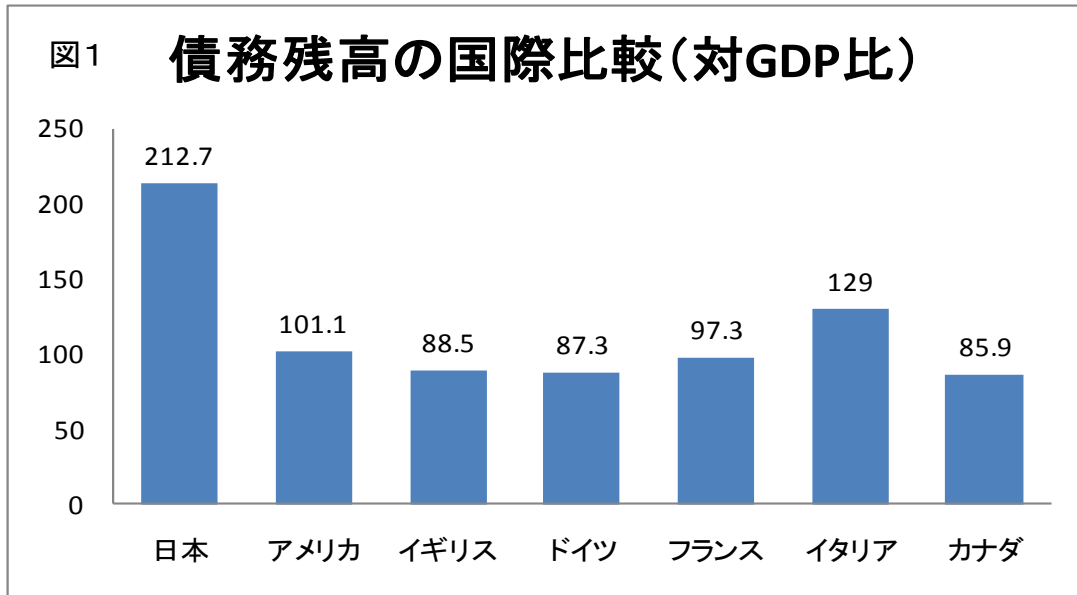
第1章 東日本大震災の財源

第1節 震災以前の日本の財政状況

2011年3月11日、日本の三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震が発生した。それに伴う津波により、三陸沿岸から関東地方沿岸は壊滅的な被害を受けた。人的被害のみならず、住居や店舗、工場も津波の被害を受け、日本経済に大きな打撃を与えた。東日本大震災により死者1万5000人・行方不明者8000人にもものぼり、日本国内で死者・行方不明者ともに1万人を超えたのは戦後初である。また多くの建造物の全壊・半壊、インフラの寸断などで、政府は被害総額を16兆～25兆円と推定している。阪神淡路大震災時の被害総額9.9兆円だったのに対し、今回はおよそ倍になる見積もりである。この大震災からの復興に向け立ち上がるためには、なによりも、復興財源の確保が最優先事項だといえる。しかし、日本の財政は東日本大震災以前から財政赤字が続いており、財政の健全性が問題となっていた。そこへ東日本大震災が追い討ちをかけた。そのため、日本の財政は立て直すことは可能か、復興に充てる財源をどのようにして確保すればいいのかについて検討していく。

東日本大震災の財源を考えるにあたって、まず震災以前の財政状況をみとめる必要がある。日本の平成23年度の一般会計歳出総額は92兆4116億円である。このうち、国債の元利払いに充てられる費用と地方交付税交付金等と社会保障関係費で、歳出の70%強を占めている。一般会計歳出に占める国債費の割合は、公債発行の累増により高くなっており、他の政策的な支出を圧迫している。また、平成23年度一般会計予算における歳入のうち、税収でまかなわれているのは4割程度に過ぎず、5割弱は将来世代の負担となる借金に依存している。公債依存度は、22年度が48%、21年度が51.5%にもなる。日本の財政は歳出が税収を上回る財政赤字の状況が続いている。小泉政権時は、財政健全化努力により、歳出と税収の差額は縮小傾向にあったが、平成20年度以降、景気悪化に伴う税収の減少等により再び拡大している。

日本の債務は、国の債務だけで、平成23年3月末では924兆円余りに増加している。このままいけば日本の総債務は1000兆円を越す計算となっている。近年、日本はデフレが続いている。円を大量に増刷しインフレを起こし、膨大化した日本の借金の実質価値を目減りさせ負担を軽減させることは可能かもしれない。しかし、日本の借金が歳入を大きく上回っていることには変わらない。日本の公債残高は対GDP比で212%（平成23年度）となっており近年その上昇率も高まってきている。図1の債務残高の国際比較を見てみる。



出典：財務省 債務残高の国債比較（対GDP比）

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/007.htm

この図を見る限りでも、諸外国と比べてもGDP比は圧倒的に高く、アメリカ101.1%、イギリス88.5%、ドイツ87.3%、フランス97.3%、イタリア129.0%、カナダ85.9%で、どの国も日本の約半分である。

阪神淡路大震災時の財源はそのほとんどが国債によって賄われた。震災後、村山政権は国債を増発してその財源を賄ったが、1997年橋本政権は緊縮財政と消費税増税を同時に行うという、橋本首相自らが後に謝罪するような失政をおかし、日本全体がデフレ不況に突入してしまい、被災地を抱える兵庫県もこの時は大きなダメージを受けた。その結果、税収が急減し意図に反して財政赤字が膨らむ結果になってしまった。財源確保については様々な見解があるが、今回の東日本大震災でも、同じ失敗だけは繰り返してはいけない。

今回の東日本大震災の被災地は範囲も広く、復興には阪神大震災の何倍もの費用がかかる。ただ、神戸を中心とした都市部の災害であった阪神大震災の場合は、いち早くマンションが建つなど、民間の活発な投資が復興を早めたともいえる。それに対し、今回の被災地は漁業などの比較的零細な事業がほとんどの地域が多い。大企業や仙台のような大都市部は問題ないとしても、それらの地域の復興には資金的な配慮が必要だろう。

今までの財政赤字に加えて、今回の東日本大震災による被害・復興・保証、そして福島第一原発に関する賠償など政府の歳出額は大きく膨れ上がることになるのは間違いない。この歳出を賄うための歳入をどのようにして捻出するのかによって、今後の日本経済に重大な影響を与える。したがって、この東日本大震災に対する対応は、迅速を極めながらも冷静に決定していく必要がある

第2節 復興費の歳出先

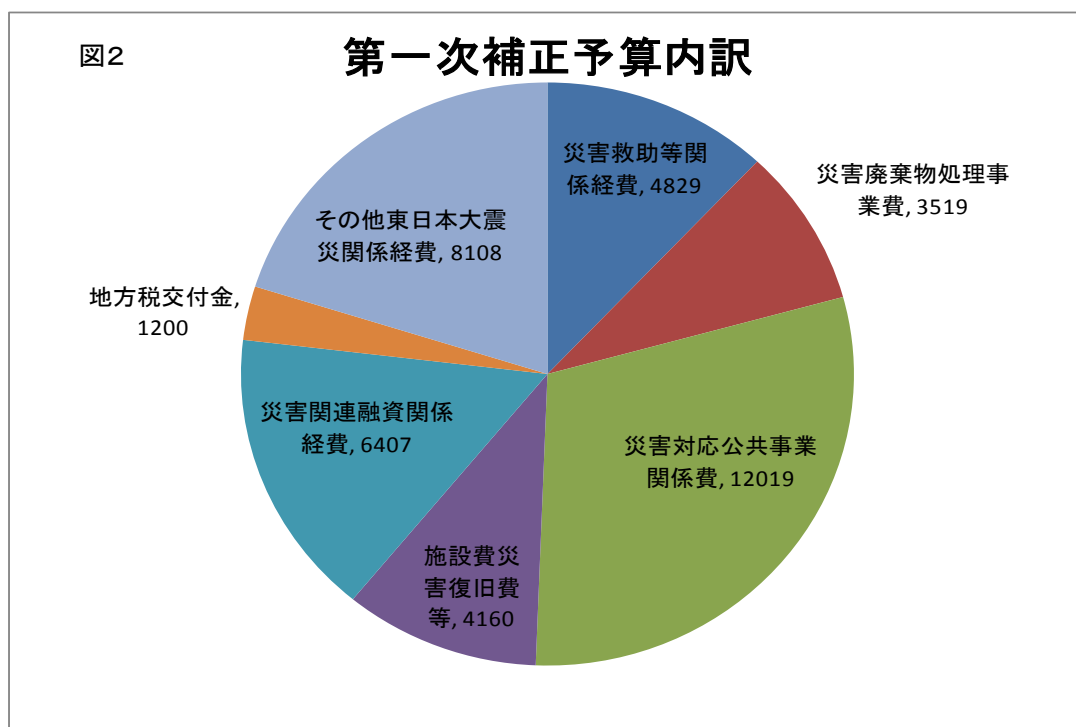
第1項 第一次補正予算により決定した復興費の使い道

5月2日に成立した第一次補正予算より、東日本大震災に係る復旧支援として、一般会計から7791億円、特別会計から1兆616億円の費用が捻出され、計4兆153億円となった。第一次補正予算では、税金や国債を財源とせずに支出を抑えてその分を復興費にまわす形になっている。その内容は、水道や医療施設などの被災地の施設の復旧と、弔慰金や被災者への生活支援など被災者への支援、それと雇用保険の延長給付や被災者の就労支援などの雇用・労働支援にわたっている。以下、歳出先の内訳である。

第一仮設住宅の供与や遺族への弔慰金・被災者への障害見舞金、災害援護資金と生活福祉資金の貸与、被災者緊急支援などをまとめて「災害救助等関係経費」とし、4829億円。瓦礫などの撤去のため、「災害廃棄物処理事業費」として3519億円。災害復旧など公共事業、一般公共事業を合わせて「災害対応公共事業関係費」として1兆2019億円。学校や医療施設の復旧のための資金を「施設費災害復旧費等」として4160億円。被災した企業などを支援する目的で「災害関連融資関係経費」として6407億円。「地方税交付金」として1200億円。自衛隊の活動経費や医療保険制度の保険料減免などのための資金を「その他東日本大震災関係経費」としてまとめ、8018億円となっている。内訳表とそのグラフは下の表1と図2である。

表 1

第一次補正予算内訳	
災害救助等関係経費	4829
災害廃棄物処理事業費	3519
災害対応公共事業関係費	12019
施設費災害復旧費等	4160
災害関連融資関係経費	6407
地方税交付金	1200
その他東日本大震災関係経費	8108



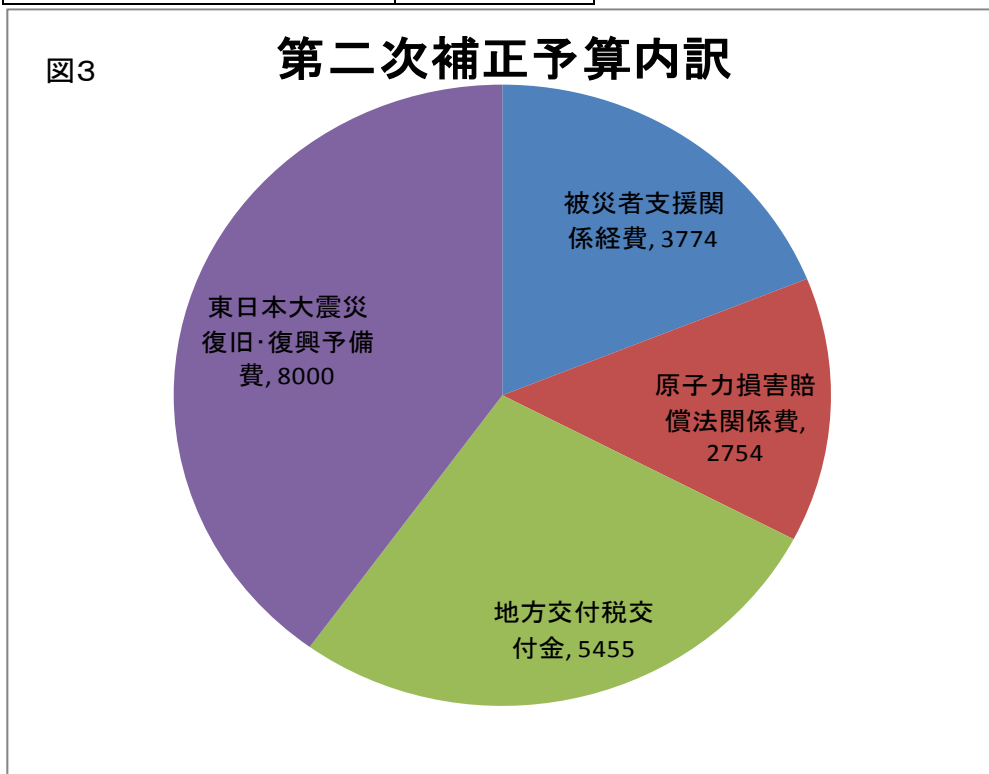
出典(表1・図2)：朝日新聞 2011年5月3日

第2項 第二次補正予算により決定した復興費の使い道

7月25日に成立した第二次補正予算は1兆9988億円が計上されている。その内容としては、被災地支援として、被災地の自治体の手におわたっている地方交付税交付金、それに被災者の生活支援、今回の震災を大きなものにした原発関係の事故の補償として、原子力損害賠償法関係費、それと今後起こりうる不測の事態に対応するための予備費となっている。以下、内訳である。原子力損害賠償法関係費として2754億円。その内容は、政府補償契約に基づく補償金支払いと原子力損害賠償和解仲介業務経費等がほとんどを占めている。被災者支援関係経費として3774億円。そのうち3000億円は被災者生活再建支援金補助金として、残り774億円は主に中小企業の再建や被災地の産業再建に、二重債務問題対策という名目のもと充てられている。東日本大震災復旧・復興予備費、つまり今後の不測の事態に備えた資金が8000億円である。地方交付税交付金として5455億円を被災地方に支給し、地方自治体の働きを支えるための費用が5,455億円となっている。内訳表とそのグラフは下の表2と図3である。

表2

第二次補正予算内訳	
被災者支援関係経費	3774
原子力損害賠償法関係費	2754
地方交付税交付金	5455
東日本大震災復旧・復興予備費	8000



出典(表2・図3)：朝日新聞 2011年7月26日

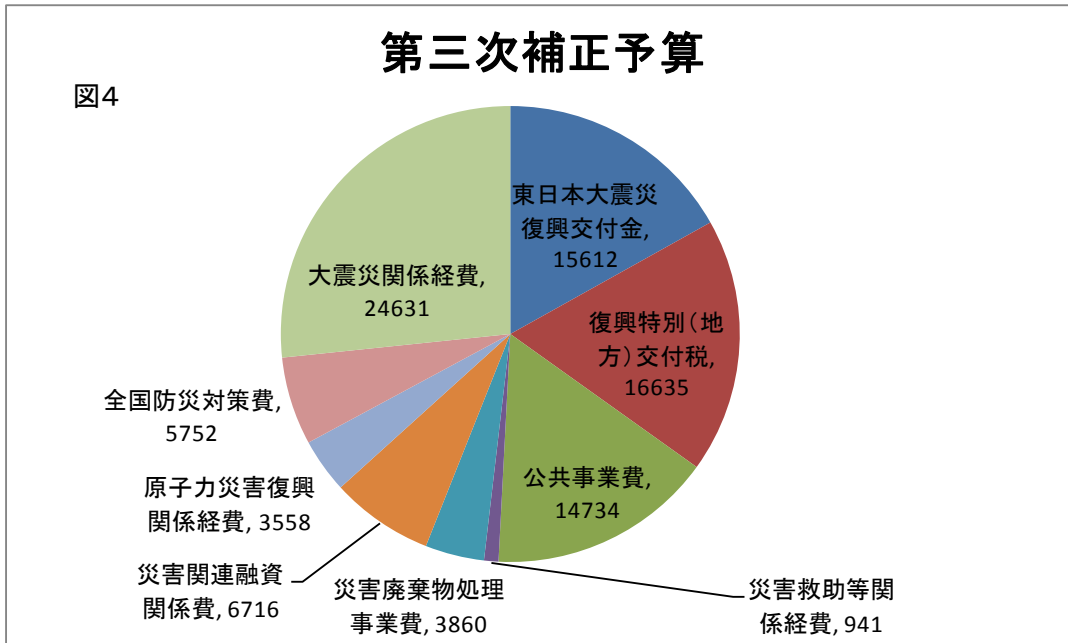
第3項 第三次補正予算の復興費の使い道

11月10日に可決された第三次補正予算は計12兆1025億円で、そのうち復興費として使われるのは9兆2438億円となっている²。その内容は、東日本大震災復興交付金の創設や地方交付税交付金の加算金など本格的な復興を目指すものであり、規模としては過去2番目の大きさである。内訳として、被災地の自治体が自由に使うことが出来る東日本大震災復興交付金として1兆5612億円。これまで地元自治体が支払った費用も手当てし、これからの事業に関する地方負担をゼロにする復興特別（地方）交付税として1兆6635億。公共事業費として1兆4734億円。災害救助等関係経費として941億円。災害廃棄物処理事業費として3860億円。中小企業の事業再建や、資金繰り対策として災害関連融資関係費が6716億円。原子力災害復興関係経費として3558億円、そのうち除染費として2459億円、放射線治療のための医療施設の整備が687億円。全国で実施する防災対策費や学校施設耐震化・防災機能強化など全国防災対策費として5752億円。その他の大震災関係経費（円高対策費等）として2兆4631億円となっている。内訳表とそのグラフは下の表3と図4である。

表3

第三次補正予算内訳	
東日本大震災復興交付金	15612
復興特別（地方）交付税	16635
公共事業費	14734
災害救助等関係経費	941
災害廃棄物処理事業費	3860
災害関連融資関係費	6716
原子力災害復興関係経費	3558
全国防災対策費	5752
大震災関係経費	24631

² 11月17日現在、第三次補正予算は可決された段階であり、成立は21日の予定となっている。



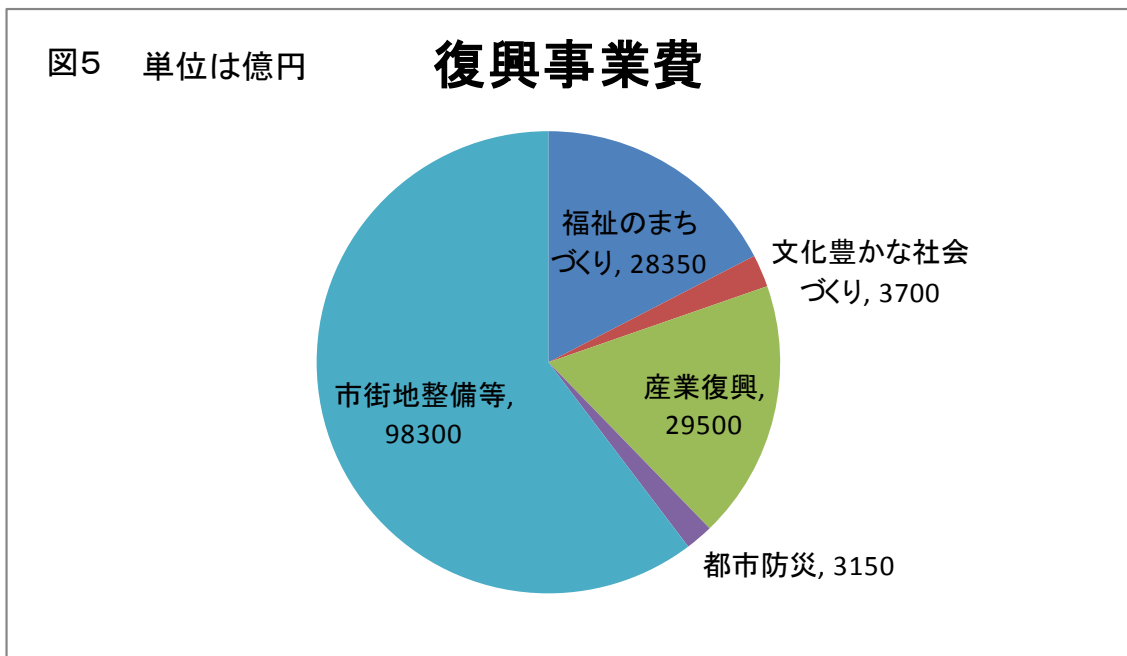
出典(表3・図4) : NAVER

<http://matome.naver.jp/odai/2131916845351497101>

第2章 阪神淡路大震災との比較

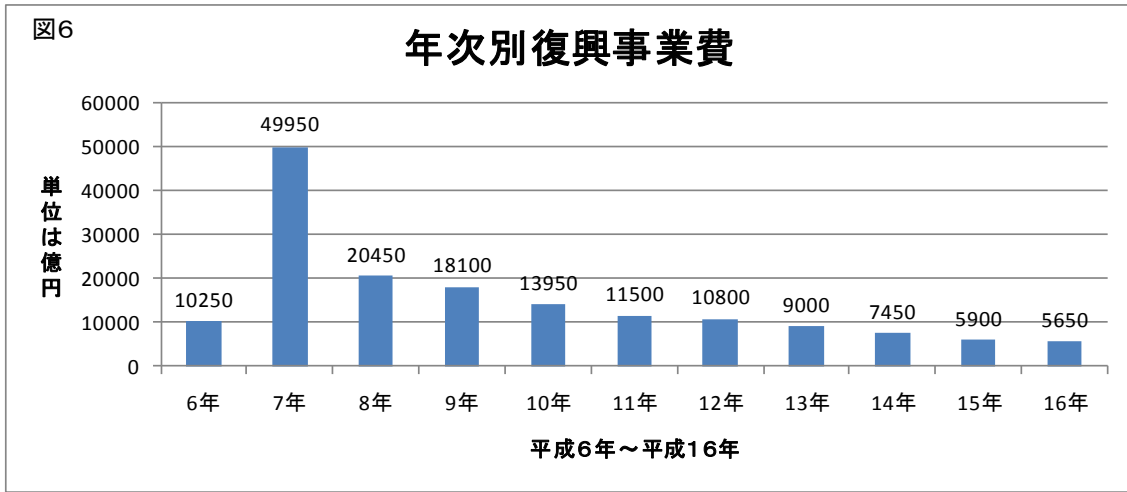
第1節 阪神淡路大震災の復興費

1995年1月17日におこった阪神淡路大震災は、東日本大震災がおこる以前では、近年の日本で最も甚大な被害をもたらした災害として知られている。死者は6000人以上で、経済的被害は9.9兆円にもなった。その阪神淡路大震災ではその被害の大部分が兵庫県を占めていることから、兵庫県に使われた費用を見ていく。阪神淡路大震災時の復興計画の総事業費（平成6年～平成16年まで）は、福祉のまちづくり2兆8350億円 文化豊かな社会づくり3700億円 産業復興2兆9500億円 都市防災3150億円 市街地整備等9兆8300億円 全ての合計は16兆3000億円となっている。このうち国が負担したのは37%である。ということは、残りは民間などの投資ということになる。この事業費をグラフにしてみると下の図5のようになる。



出典：兵庫県 HP 復興10年総括検証・提言データベース 復興資金－復興財源の確保
http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd33/wd33_000000126.html

続いて図 6 の歳出額を年度別に見てみると、



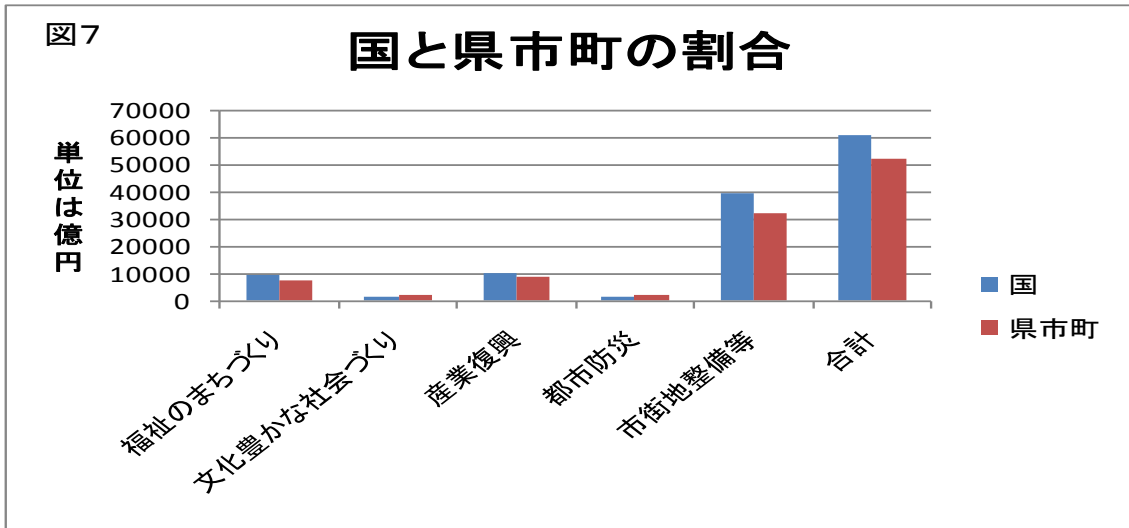
出典：兵庫県 HP 復興 10 年総括検証・提言データベース 復興資金－復興財源の確保
http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd33/wd33_000000126.html

上の図によると、兵庫県全体の年次別の復興事業費は、震災が発生した平成 7 年度は 5 兆円が歳出された。続いて平成 8 年度は 2 兆円、平成 9 年度は 1.8 兆円と下がり続け、平成 13 年度は 9000 億円となり、震災が起こる前年の平成 6 年度を下回るまでにもなった。その後も年々復興事業は下がり続けている。この復興事業費には都市防災やまちづくりにかける費用も含まれていることから、5 年の間に復興と同時進行で兵庫県のまちが震災以前にも増して開発されたことを意味するのではないだろうか。

ここで、表 4 と図 7 の国と県・市・町との割合を見てみる。

表4

	国	県市町
福祉のまちづくり	9400	7650
文化豊かな社会づくり	1350	2050
産業復興	9940	8730
都市防災	1200	1880
市街地整備等	39090	31700
合計	60980	52010



出典(表4・図7)：兵庫県HP 復興10年総括検証・提言データベース 復興資金－復興財源の確保

http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd33/wd33_000000126.htm

両者ともに市街地整備の費用に高い比重をおいていることがわかる。この結果は、阪神淡路大震災の被害項目のうち、建造物や港湾・高速道路・鉄道などが6割以上占めていることからもうかがえる。

続いて、国がどの事業にどの程度の歳出をさいたか、下の表5と6の平成6年度第二次補正予算・平成7年度第一次補正予算・平成7年度第二次補正予算から見てみる。

表5

阪神淡路復興の施策の項目 (4月28日阪神・淡路復興対策本部決定)		
	平成6年度第二次補正予算	平成7年度第一次補正予算
被災地における生活の平常化支援	1293億円	466億円
がれき処理	343億円	1357億円
二次災害防止対策	96億円	127億円
湾岸機能の早期回復等	1199億円	3671億円
早期インフラ整備	437億円	3725億円
耐震性の向上対策等	198億円	465億円
住宅対策	869億円	969億円
市街地の整備等	150億円	239億円
雇用の維持・失業の防止等	-	105億円 (外、労働保険特別会計964億)

		円
保険・医療福祉の充実	173億円	431億円
文教施設の早期本格復旧等	154億円	962億円
農林水産関係施設の復旧等	172億円	252億円
経済の復興	609億円	1184億円
復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策	-	15億円
地域の安全と円滑な交通流の確保	66億円	24億円
防災対策	65億円	228億円
その他	463億円	72億円
計	10223億円	14293億円

表6

復興に向けての対策方針の項目（7月28日阪神・淡路復興対策本部決定）	
	平成7年度第二次補正予算
「生活の再建」のための諸施策	4653億円
1) 被災者の居住の安定のための住機能の充実	3226億円
2) 被災要介護高齢者等の支援策の充実	48億円
3) 教育活動の回復のための諸施策の復旧	202億円
4) うるおいとやすらぎのある生活環境をこり戻すための文化活動への支援	1億円
5) その他	1176億円
「経済の復興」のための諸施策	796億円
1) 経済復興を支える交通・情報通信インフラの整備	142億円
2) 経済復興に資する産業支援体制の整備	257億円
3) その他	397億円
「安全な地域づくり」のための諸施策	2328億円

1) オープンスペースと リダンダンシー確保のた めの交通インフラとを兼 ね備えた安全で快適なま ちづくり	1977億円
2) 防災性を有するライ フラインの整備	123億円
3) 応急災害対策に資す る公共施設の整備	211億円
4) その他	17億円
その他	4億円
計	7782億円

出典：補正予算等において措置された阪神・淡路大震災等関係経費の概要

http://www.hiroi.iii.u-tokyo.ac.jp/index-genzai_no_sigoto-jisin_joho-hanshin-hukkou-dayori-keihi01.pdf

これを見ると、はじめの補正予算ではインフラ復興や被災者のための歳出が大きい。震災後の最初の補正予算では、早期復旧のために今回の東日本大震災も同様インフラ復興に重点が置かれる。そして、二回目の補正予算では、復興が本格化するので額も一段と大きくなっている。阪神淡路大震災の場合、早期インフラ整備が最も多いが、次に多いのが湾岸機能の早期回復等であるのが特徴的である。次なる補正予算では、ほとんどの対象が地域復興になっているので、比較的回復は早かったとみえる。

では、この補正予算はどのように賄われたのか。そのほとんどは国債発行によって賄われた。平成6年度の補正予算時では1.6兆円、平成7年度の補正予算時では2.8兆円の国債が発行された。当時は国債発行残高が現在の1/3以下の200兆円規模であり、復興財源の確保を国債に依存することができたのだ。ここが今回の震災と大きく異なる点であり、財源確保において阪神淡路大震災の時は比較的容易に国債に頼ることができ、早い段階で復興をすることができたのだ。

第2節 当時の財政政策の問題点

阪神淡路大震災の時の経済は、現在の日本と比べるとまだ比較的安定していた。現在は、経済も政治も非常に不安定であり、復興の政策もいま一つ定まっていない。おそらく問題の多さでは今回の方が山積みだろう。しかし、阪神淡路大震災の時にも上手く機能しなかった政策がある。それが、災害救助法の適用問題であり、今回の東日本大震災でも適用されることから、阪神淡路の時をふまえて適切に機能してほしい。

災害救助法というのは、大きな災害があった場合、炊き出しなどによる食料の給与や、仮設住宅の設営、また住宅が損傷した者への資金の貸付など、多方面から被災者を救済するための法律で、戦後すぐの1947年に制定された。阪神淡路大震災で問題となったのは、この法にある項目の「災害にかかった者の住宅の応急修理」「生業に必要な資金、器具または資料の供与または、貸与」「救助を要する者に対し、金銭の支給をしてこれをなす事ができる」とあるが、これらの運用についてはほとんど実施されなかった。これは、国が金銭の支給に係わる個人施策の運用を認めなかったことによる。そのため、多くは義

援金による貸付、復興基金による貸付、他の方法で地方自治体が対処したがそれも限られたものとなった。

被災した世帯にとって、主な生活復興の基本的な財源となったのは、国からの災害援護資金の貸付（最高 350 万）である。また、兵庫県の生活復興資金貸付は、前年度収入が 100 万以上で 2 人の保証人を必要とした。貸付の対応については金融機関が担当し、契約は借入者と金融機関との契約に基づくとされた。

災害援護資金（国）、生活復興資金貸付（兵庫県）については、貸付が行われた初期の段階から、返済の困難な事態になっている世帯が多くあり、被災者が少額返済の申し入れを行い、それが実現した経緯もある。生活復興については、各資金の返済により被災者は苦しい状況となる者も少なくなかった。1997 年 2 月末から 3 月にかけて兵庫県の須磨区で実施された 7 カ所の仮設住宅団地の調査では、前年度収入が 200 万未満の世帯が 71.4%（100 万円未満で 31%）となっていた。この調査された世帯の中で、国の貸付を返済し、神戸市や兵庫県の貸付をうけることが困難な世帯は多かったと思われる。また、住宅の補修や購入についても貸付のみで、ある一定以上の収入がないと返済能力の点で借りることはできなかった。

前記にある須磨区の調査では、実施から 1 年後での神戸市の援護資金貸付を利用した世帯は 5.9%にすぎなかった。この結果においては、まずそもそもその貸付自体の情報を得ていなかったり、知っていたとしても返済ができないので申し込むことができないといった原因があった。つまり資金貸付による生活復興施策は、それを最も必要とする低所得者層が利用することができないといった致命的な欠点があった。また、それでも無理をして借りた世帯には返済未納問題があった。

また災害援護金は 2010 年 9 月末に、未納額が約 202 億円に上ることから、県などが 2006 年に次ぐ 2 度目の期限延長を求めた。災害援護資金は 1995 年以降、兵庫県内で約 5 万 6400 世帯、計約 1309 億円が数回にわけて貸し付けられた。しかし、2010 年 9 月末時点において、返済された額は約 1068 億円で、貸付総額の約 81.6%にとどまっている。未返済は、神戸市と 10 市分の約 202 億円に上がり、内計約 39 億円は回収のめどが立たず最終的に焦げ付く恐れがある。焦げ付き分については、災害弔慰金法に基づき、国への償還を含め各自自治体が全額を穴埋めすることになっている。また返済が免除となったのは 1946 世帯でやく 39 億円で、借入者が死亡または重度障害で保証人が死亡するか破産したケースに限り、自治体から国への償還も免除される。しかし、免除要件の緩和はいまだ認められず、県などは借入者が破産した場合などでも免除できるよう、ひきつづき国に要請している状況である。

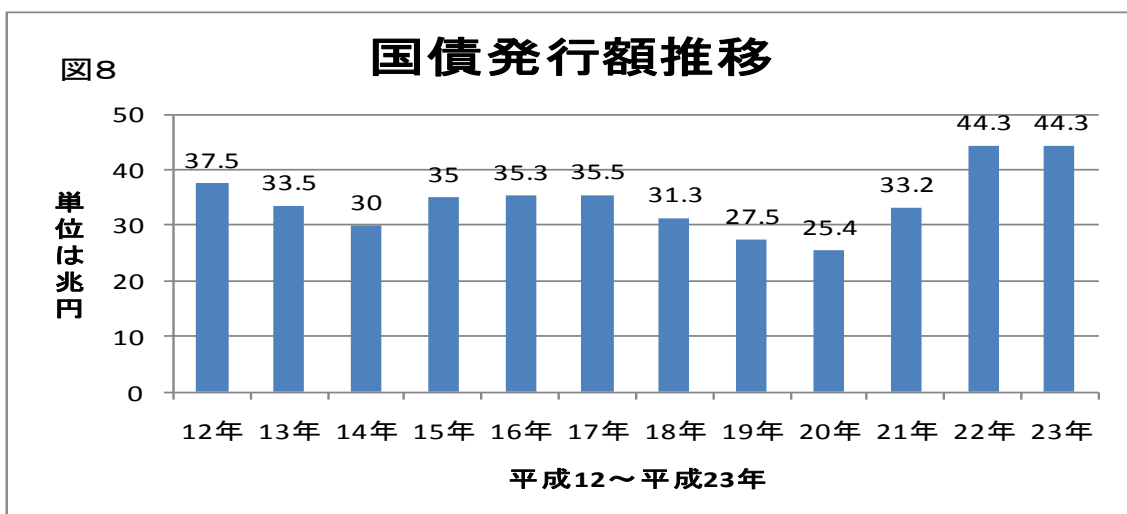
地方自治体の復興費の負担は割と多きい。地方自治体に負担が多くかかると復興の妨げになるだろう。もちろん国からも援助の資金は出るだろうが、復興には地方自治体が主体となって動くので、地方自治体を上手くバックアップしていくことが重要だ。

第3章 国債

第1節 国債の性質と現状

国債を東日本大震災の財源と考えるにあたり、その性質や現状を見てみる。今回の震災は、第一次補正予算で約4兆円、第二次補正予算では約2兆円、第三次補正予算では約12兆円と合わせて18兆円の歳出となっている。この補正予算分18兆円という額を用意するのは、今の日本の財政にとって容易ではない。第一次補正予算の財源に関しては、基礎年金の国庫負担率の維持に必要とされる2.5兆円が充てられた他、民主党の歳出見直しによって確保された。しかし、少子高齢化による年金負担の問題があるなか、基礎年金の項目からの財源確保はあまり適切ではないだろう。続く第二次補正予算では、22年度の決算余剰金からの財源確保となった。だが、ここまでの財源確保はかなり切り詰めたものとなっている。したがって第三次補正予算では12兆円もの財源確保のためには、国債発行は避けられないと考えている。国債は早期で巨額な財源を確保できるというメリットがある。しかし、国債というのは当然ながら返済しなければならず政府の財源自体が単純に増えるわけではない。その返済のためには、これからの増税を考えることが必要である。

一年ごとの国債発行額は2009年までは20兆円代または30兆円代であったのだが、2010年は44.3兆円、2011年も変わらず44.3兆円となっており、国債発行額は一気に上昇している。また、累計の国債発行残高は973兆1625億円となっている。日本現在のGDPは約547兆円であるので国債はGDPに対して1.78倍程度の額である。図3は平成12年度から平成23年度までの国債発行額推移を表した図8である。



出典：財務省 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/003.htm

国債発行残高の増加による影響は大きなもので 2 つ上げることができる。第 1 に、長期金利が上昇する可能性が高まることだ。国債の需要と供給のバランス次第で金利は変動する。需要>供給であれば金利が低くても買い手がつくので金利は低下する。しかし需要<供給であると金利が高くないと買い手が見つからないので金利は上昇する。金利が上昇すると市場に金が回りにくくなるため経済活動が縮小し、景気悪化のきっかけになる。今の日本にとってさらなる景気悪化は避けたいだろう。

第 2 には、国債の利払い費用が増加すると、当然政府にとっての支出が増加することである。そうすると復興費用に回すはずの金が金利の支払いに消えることになる。最悪のケースとして、金利支払いのためにこくさいを発行することになり、借金のループに陥ることも考えられる。

第2節 どの国債が適切か

今回の災害からの復興のためには、まず発行した国債を日銀が買い取る「日銀引き受け」が必要になると思われた。しかし、すべてそれで賄おうとするのは、円の信用が失墜することになり、ひいてはハイパーインフレを引き起こす恐れもあるのでとても危険だ。なので、国内外の法人や個人投資家、民間企業、他国の政府をターゲットに国債を買ってもらう必要がある。

今の人達にすべて負担させるのは公平性にかけ、難しいので、なるべく長期の国債をメインにすることで負担を分散させるほうが現実的である。

普通国債には、赤字国債と建設国債の 2 種類がある。赤字国債は、その年の財政赤字を国債発行によって賄おうとするものであり、財政法第 4 条により発行が禁止されていたが、8 月 26 日に赤字国債発行法案が可決されたので、発行することが可能となった。建設国債は、道路や上下水道などの公共設備の整備の資金を賄うためのものであり、これらの公共設備はのちの世代まで使われることから、赤字国債とは違い元から発行が可能となっている。地震や津波によって破壊された被災地の道路や上下水道などのインフラ整備に関しては建設国債を発行することで賄うことが可能であろう。赤字国債と建設国債は、償還期間が 60 年のものが一般的なので、長期にわたって資金の確保を見込むことができる。これらはかなり有力な財源として考えることができるだろう。

今まで述べてきた国債は既存の国債についてだが、政府内では新たに「復興国債」の発行が検討されている。復興国債とは震災復興のための資金確保を目的として特別に発行される国債のことである。これについてはその償還期間をどのくらいに設定するかで各党で意見が割れていたが、民主党と自民党と公明党の 3 党は 11 月 8 日に 25 年とすることで合意した。おそらく第三次補正予算の 12 兆円(円高対策費含む)の大部分はこの復興国債により賄われることになるだろう。償還期限を長くすることで、増税による負担をより長期に引き延ばす考えだ。今回の東日本大震災規模の地震はめったに起こらないものであるため、震災による負担を今の人だけで負担するのではなく後世の人にも等しく負担してもらってしかるべきだと思う。なので、復興国債の償還期間を長めに設定することについては賛成である。また、被災地復興に焦点を当てた国債ということで通常よりも低く金利を設定しても復興に協力的な層は購入するのではないだろうか。また、復興国債を子に相続する場合に相続税から控除できるようにすれば高齢者による購入も増加するはずである。そ

うすることができれば利払い費用を少なく済ますことができれば日本の財政も立て直しやすくなるだろう。

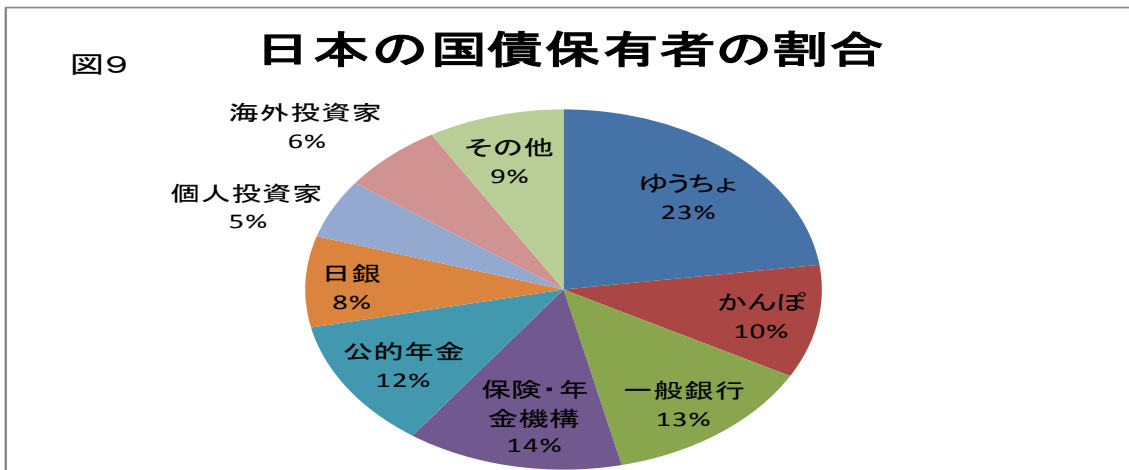
国債による資金確保として、震災直後から 10 兆円規模の復興国債の発行とその全額日銀引き受けによる財源捻出が案として浮上していた。しかし、超インフレを恐れた日銀は、本来日銀による国債引き受けは認められていないこともあり、今もまだその案を認めていない。恐らく日銀による国債の買い取りは実現されることは難しいということもあり、国民新党からは無利子非課税の復興国債の案がでている。これは復興国債の相続税を免除することにより、世に出回っていないタンス預金や高齢者の保有金融資産を取り崩し、震災の復興と共に経済の回復を見込んだものである。無利子は現実的ではないかもしれないが、通常の国債より低い金利復興国債を発行することは有力な財源確保手段の一つになる。復興のための国債となれば、金利が低くても買い手は見つかりやすいと思われる。また、無利子あるいは低利子とすることで将来の利払い費となる国債の発行額を抑えることができる。

結論としては、被災地のインフラ整備に必要な資金は建設国債から賄い、それ以外の部分を赤字国債と復興国債によって賄うべきである。償還期間の長い赤字国債を軸とし、足りない分は復興国債によって賄う。復興国債については金利を低く設定し、そのかわり別のメリットを与えることで、購入者を確保しつつ財政への負担を少なく抑えることが可能になるのではないだろうか。

第3節 国債の買い取り

国債は発行するだけでなく、その発行分を買い取ってもらう必要がある。国債の買い取りは金融機関の他にも、個人や海外に求めることが出来る。実際に、第三次補正予算の財源確保において発行が予定されている復興債 11 兆 5500 億円のうち、1 兆 5000 億円を個人向けとする動きがある。また、復興債を購入した個人には、安住財務相名で感謝状が送られる。

その個人向けの国債は個人投資家に向けて金融機関が販売している国債のことである。小口での投資が可能なので、多くの国民が購入しやすい。個人向け国債には 3 年、5 年、10 年モノの 3 つがある。震災からの復興という観点でみると、この中では償還期間が最も長い 10 年モノが一番有力なものになるだろうと思われる。あとは、海外からの資金が有力な財源になるだろう。国債保有者の内訳（図 9）をみると、大部分は日銀、ゆうちょ、民間銀行、保険会社などの金融機関である。



出典：株式投資ガイドブック 国債保有主体の比率

http://rh-guide.com/saiken/kokusai_hiritu.html

2010年段階では国債全体の75%程度がこれらの金融機関によって保持されている。個人投資家と海外の日本国債保持者の割合は、数年前と比較すると若干増加しているもののまだ増加の余地は残っているように見える。もっと国内の富裕層に働きかけてより多くの国債を購入してもらい、財源を確保するべきだと思われる。

また、海外の投資家にももっと日本国債を購入してもらえれば心強い。ヨーロッパやアメリカは、財政状況が悪いためあまり期待できないかもしれないが、アジア圏の新興国、特に中国やインドなどにもっと多くの日本国債を購入してもらえば、これも被災地復興の財源として充てることができるだろう。

しかし、日本国債は大きな問題を抱えている。その問題の一つは金利の低さにある。財務省によると、国債を10年保有した場合の2011年9月21日金利は0.991%である。最近特に金利低下の傾向があるようだが、もともと日本国債の金利は低く、過去十年間で高いときでさえ2%に届いたことはない。他の先進主要国の金利を比較対象に挙げる。8月29日の時点での残存期間10年の国債の金利は、アメリカが2.19%、カナダが2.39%、イギリスが2.50%、フランスが2.81%、ドイツが2.15%、オーストラリアは4.40%、ニュージーランドは4.45%となっている。ほとんどの国の国債の金利は2%を下回っていない。オーストラリアとニュージーランドに関しては4%以上になっている。この時の日本国債の金利は1.03%である。ちなみにスイスの国債の金利が最も低く、0.96%となっている。スイスは最近銀行当局による為替市場介入などもあったことから、経済的に大変な状況にあるということがわかる。

しかし、日本も経済的に大変な状況にある。今の日本が金利を上げたとしても、利払い費用がより大きくなることになり、経済を圧迫するだろう。それで債務不履行になろうものなら円に対する信用は失墜し、日本経済は崩壊するだろう。利払いや返済が、経済を圧迫しすぎない程度を見極めて金利を上昇させることができれば理想的である。

日本国債が持つもう一つの問題は、評価に低さにある。アメリカの格付け会社、ムーディーズは日本国債を21段階中3番目である「Aa2」から4番目である「Aa3」に引き下げた。これは中国などと同列になる。ムーディーズは格下げの理由として、首相が頻繁に交代することによる政策の一貫性のなさ、今回の震災後の日本経済に成長の見通しを立てにくく、赤字の削減が難しい、などを挙げている。格付けが高い方がその国の経済に対する信用があるということになるので、世界的に日本経済の信用が若干下落したことになる。

つまり、投資家にとってみれば日本国債は、利率が低いのにリスクが高いという極めてメリットの薄い代物になるのだ。

しかし、わずかではあるが追い風が吹いている。それは最近の円高傾向である。円高によって日本国債を購入する海外投資家も増加しているのだ。2010年度の国債の海外投資家による保持率は6%程度だったのだが、2011年6月時点では7.4%まで増加している。これは額にすると66兆8800億円にもなる。一方、国内の個人投資家(家計)による保有量は減少しているので、もっと日本の個人投資家の目を国債に向けることができるような工夫が必要になる。

2008年に行われた内閣府による世論調査によると、国債の各世代による保有量の割合を比較すると20歳代と30歳代による国債保有量は少ない。そして40歳代から60歳代による保有量が大部分を占めている。そして、70歳以上になるとまた保有量は減少している。やはりそれなりに財力があり、ある程度長期の資産運用が可能な40歳代から60歳代の世

代による保有が多いようだ。70 歳代による保有割合が少ないのは、おそらく償還期限まで生存している保証がないからだろう。20 歳代、30 歳代の保有率が低いのは単に国債による資産運用に回す経済的な余裕がないからだろう。

どうすればこれらの世代に国債を購入したい、と思わせることができるのだろうか。まず、70 歳代以上の世代にアピールするにはどのような方法が効果的だろうか。子への相続のための資産としての国債の活用を勧めてはどうだろうか。例えば、国債を相続した際にかかる相続税に対する控除を設けるなどすれば、この世代に国債購入の意欲が湧くのではないだろうか。ただ、結果的に税収がマイナスになってしまっただけは無意味なので、控除額の設定はやや難しい問題になるかもしれない。

20 歳代と 30 歳代に対するアピールはどのようなものが有効なのだろうか。それには、まずなぜ若い世代に国債が不人気なのか、その理由を考察しようと思う。まず、金利の低さがあげられる。国債を買って償還期限まで保持してもあまり資産は増加しない。しかし、利率が低いとはいえ普通に銀行に預金を預けるよりは確実に利率は高い上に、リスクは限りなく少ないはずなのだが、なぜ若い層は国債を購入しないのか。それは、国債の流動性の低さにある。もし国債購入者が現金を必要とする場合、すぐに現金化することが難しいのだ。償還期限よりも早く現金化したい場合は国債を中途換金するしかないのだが、この中途換金に対してペナルティがかかる場合がある。このペナルティによって最悪の場合元本割れする恐れすらある。つまり若年層にとって国債は、若干金利が高めであるものの、自由に引き出すことができない預金のようなものになるのだ。

そこでどのような対策が効果的になるか。そこで、この中途解約に対するペナルティをなくすことで、解約時期に関係なく中途解約者に対しては利子を払わずに、元本のみそのまま返す形にするのだ。購入者にとって損は発生しない。政府にとっても損はない。ペナルティをなくすことによって増加する国債を購入する人々が、もともと国債に見向きもしなかった層ならば、新たな購入者のうち中途換金をしなかったもの分だけ国債購入者の数が増えることになる。

第4節 国債のマクロ的影響

では、国債を発行するにあたっておこる影響についてマクロ的に見てみよう。国債には国民の負担を将来へ移すという役割があるが、現在も状況ではどのような効果がうまれるのであろうか。

まず现阶段の日本の状況だが、震災によって建物（工場などの生産施設や住宅）など社会資本の損失したため、復興のための巨額の投資が必要となり、需要の増加が想定される。そして、福島県の福島第一原子力発電所におけるトラブルによる原発の停止が原因で、東日本に大きな電力供給制約がかかった。この電力不足は日本全体の供給制約に繋がってくる、といっても過言ではない。なぜなら、東日本の特定規模需要の電力消費量は日本全体の 42.1%を占め、西日本で生産されるある物の部品が東日本で生産されていた場合、それは間接的に西日本の企業も影響を受けているといえるからだ。この供給制約こそ、経済復興の問題点となる部分だ。

国債を発行するにあたってどのような効果が生まれるのであろうか。政府が国債を発行し、それを財源として復興の投資をしたとする。これが、乗数効果を生み経済を活性化させることになる。この乗数効果は、今の日本の状況では上手くいくだろうか。乗数効果は、政府が民間に投資をし、需要を追加することで生産が拡大し、それによって所得が増え消費も拡大するので、さらなる有効需要を生むということである。しかし、現在は供給

制約がかかり、需要は増加の傾向にある。ここで投資をしても、壊れた生産施設などは再建できたとしても、電力不足により、あるところでそれ以上生産が伸びなくなり乗数効果が得られないのである。そして需要と供給の均衡バランスにより、供給をこえた需要は削減される、言い換えるとクラウドイングアウトがおこってしまうのだ。クラウドイングアウトとは一般的な例として、政府が財源確保や公共投資のために国債を増発した場合、それが金利の上昇を招いて民間投資を減少させるということである。今の日本の特殊な状況下では、このクラウドイングアウトが起こる可能性が高く、国債を発行するのはあまり効果が見込めないということである。

国債の発行には、負担を将来に移そうという考えがある。しかし、今回のように供給制約がかかっている場合、結果が変わってくるかもしれない。一見すると、国債を発行し、将来の償還時に増税して負担を移すようにみえる。だが、これは結局、納税者から国債保有者に所得が移転しただけであって、国全体としては使える資源が減少するわけでもなく、負担はないのである。ではどの時点の人々が負担するのであろうか。それは、国債の発行時の人々である。どういうことかということ、電力不足により生産が制約されている今の時点で国債を発行すると、金利が上昇する。金利が上がると、企業は投資を減らすので、結果的に前述にあるクラウドイングアウトがおこる。国民の所得は減少し、消費が減る。現段階で国債を発行すると、供給制約があるということでクラウドイングアウトがおこり、他の需要が削減されることになる。それが、需要項目の消費を減らすことで国債を消化し、政府の財源確保になるということである。したがって、国債の負担は今の人々が担うことになる。

今回のこの問題では電力不足による供給制約がネックとなっているとした。クラウドイングアウトを起こさないためには、この電力不足を改善しなければならない。それには、原子力発電に代わる新たな電力の捻出方法が生み出されるか、もしくは、電力の使用を極限抑えることだ。不安視されていた夏の電力使用は、東電の発表によると、ピーク時で昨年度より 18%減となり電力超過となるのは避けられた。しかし、電力不足による供給制約という特殊な状況化であることは確かなので、国債の発行は慎重に行うべきである。

第4章 増税

第1節 増税案について

被害総額や現在の債務残高をみる限り、増税は必要不可欠なものとなっている。震災復興の財源確保のために国債を発行するにしても、その償還のためには増税などによって政府歳入を増やさなければならない。

政府は 2011 年 9 月 16 日東日本大震災の復興などに充てるための財源の増税案を決定した。必要な財源 16.2 兆円に対して、税外収入と歳出削減を予定の 3 兆円から 5 兆円に上積みし、増税規模を 13.2 兆円から 11.2 兆円に修正した。政府税制調査会は 1 所得税 2 所得税、法人税、たばこ税 3 消費税の 3 案に地方税を組み合わせ 2012 年度から実施する増税案に合意した。これにより増税額は国税 10.4 兆円、地方税 0.8 兆円となる。そして、その後の野田佳彦首相と安住財務相の会談により、社会保障改革の財源に想定する消費税増税の削除と所得税増税を 10 年間行うことを決定した。

これを受け政府は所得税、法人税、個人住民税の増税案を軸に与党と調整をする。増税額は、所得税は 5.5%の定率増税を 10 年間行うことで 7.5 兆円。法人税は実効税率で 5%引き下げた上で国税分を 1 割増税し、3 年で 2.4 兆円。個人住民税の上乗せ 0.8 兆円。11 年度税制改正に伴う所得税の控除見直し 0.7 兆円を見積もる。

また、政府案通りに所得税と個人住民税が増税された場合、一般的な家庭の負担額は月数百円～数千円程度となる。一方、内閣府によれば、所得税、法人税などの増税による実質国内総生産 (GDP) の下押し効果は 12 年度 0.16%、13 年度 0.13%、14 年度 0.04%となる。復興需要が本格化する 12 年度の実質 GDP 成長率は 2.9%を確保するが、13～14 年度は 1.2%、15 年度は 0.9%に低下する。

第2節 個人所得課税と法人所得課税

社会保障拠出、個人所得課税、財・サービス税、法人所得税という主要な 4 つの項目の推移を考えてみる。まず、所得税と個人住民税の合計である個人所得税は、1991 年度に 37,8 兆円でピークに達し、2010 年度には 12.8 兆円まで減少している。その理由としては、国民全体の収入減少など課税ベースの減少による。次に、法人所得税も 1989 年に 30,0 兆円でピークに達したが、2010 年度は 19.1 兆円にまで減少している。一方、財・サービス税は安定的に推移しており、2008 年度では約 25 兆円となっている。最後に社会保障拠出は一貫して増加し続けていて、2008 年度には 50 兆円を超えている。増税した場合を考えると、所得税は税額を 10%上乗せして年間約 1 兆円の増収になり、法人税は同じく 10%の上乗せで数千億～1 兆円超の増収増だ。

国税である所得税と地方税である個人住民税を合わせたものが個人所得課税である。個人所得課税における所得の種類は、給与所得、公的年金、事業所得、不動産所得、譲渡所得、退職所得、山林所得、利子所得等に分けられる。そして、この個人所得税は 3 つの理由から、税制改正において重要となってくる。

第一に、個人所得課税自体に見直しが求められているためである。個人所得課税は、消費税などと比べて価値観により左右される。ただ、この価値観は時間の経過とともに変わってくる。まさしく、配偶者控除がその典型的な例である。専業主婦の妻が必ずしも一般的でなくなった今日の日本において専業主婦の税負担を軽減する配偶者控除の廃止に賛成する声は少なくはない。また、給与所得控除に比べて手厚い公的年金等控除も、少子高齢化の日本において、世代間の公平の観点から見直すべきだろう。

第二に、消費税率を引き上げるためにも、個人所得課税は考えなければならないものである。それには二つの理由があり、一つは、消費税と個人所得課税は互いに補完し合わなければならないからだ。もう一つは、消費税率の引き上げ幅を決める上で、個人所得課税の改正による税収増がどの程度かを見極める必要があるためだ。個人所得税に対して、曖昧な期待が存在したままでは、消費税率の引き上げ幅も決まりにくくなる。

第三に、社会保障との一体改革からの観点から考えてみても、個人所得税は重要な税である。例えば、公的年金控除は、手取りの年金額を大きく左右し、年金制度と密接不可分である。あるいは、給付付き税額控除は、税制が社会保障の機能を包摂するものである。

所得税増税は、控除の仕組みを使うことで被災者の税負担を軽減しやすい一方、働き盛りの現役世代に負担が偏る恐れがある。

法人税増税は、所得の多い企業に負担を求めるために個人の生活への影響は少ないが、減税を要望してきた企業の国際競争力を落とし、法人税率の低い国への流出を加速させる可能性が大きい。

しかし、この二つの増税には、東日本大震災のための増税としては最も公平的だといえる。なぜなら、被災し、会社や工場などが損壊した企業は売上高が大幅に下がり、それに伴い法人税も下がる。所得税も同じことが言える。働いている企業が津波などで激しく損壊し、その影響で仕事が滞ることになれば、それに伴い給与も下がる。そして、所得税もその分下がるということだ。つまり、被災者や被災した企業は、被災し営業が滞った分税率が下がるということになる。

また、個人所得課税について、いくつかの代表的な国々と日本を比較してみる。まず、国税収入に占める個人所得課税収入の割合が日本 31.2%、アメリカ 77.1%、イギリス 39.5%、ドイツ 39.7%、フランス 34.4%となる。さらに、国民所得に占める個人所得課税負担割合(地方税を含めた場合)が日本 3.8%(7.2%)、アメリカ 9.6%(12.2%)、イギリス 13.5%、ドイツ 10.5%(12.6%)、フランス 10.2%となる。下の表 7 は、国税収入に占める個人所得課税収入の割合と国民所得に占める個人所得課税負担割合の国際比較である。

表7

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
国税収入に占める個人所得課税収入の割合	31.20%	(連邦)77.1%	39.50%	39.70%	34.40%
国民所得に占める個人所得課税負担割合[地方税を含めた場合]	3.8%[7.2%]	9.6%[12.2%]	13.50%	10.5%[12.6%]	10.20%

出典：財務省 個人所得課税の国際比較

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/027.htm

この数値からわかるように世界の国と比べて日本の個人所得課税つまり所得税が国の中の税の割合に対して低いことがわかる。

第3節 相続税とたばこ税

2011年9月22日民主党税制調査会において、東日本大震災の復興財源を賄う財源の臨時増税に相続税を加える方針を固めた。2010年度の相続税の税収は1.2兆円であり、この増税の目的としては、所得税の増税幅を減らし、臨時増税に対する国民の理解を得ることである。そもそも相続税とは、現金、証券、土地などの財産を引き継いだ者が払う国税であり、相続した額により税率も変わり、相続額が多ければ多いほど多く税金を払わなければならない。政府は11年度税制改正法案に約2800億円の相続税の増税を盛り込んだ。財務省によれば、11年度の相続税収は約1兆4230億円となる。ここに10%の臨時増税を課せれば約1400億円の税収増が見込める。

同じく、2011年9月22日に野田佳彦首相は、滞在先のニューヨーク市内のホテルで同行記者団と懇談し、東日本大震災の復興財源となる臨時増税についてたばこ税も選択肢としているという考えを述べた³。ちなみに財務省によると平成23年度予算額地方財政計画額は国税がたばこ税8160億円とたばこ特別税1262億円で小計9422億円となり、地方税が道府県たばこ税2362億円と市町村たばこ税7252億円で小計9614億円となり、この国税と地方税を合わせた合計が19036億円となる。

第4節 消費税

消費税の税率を1%上乘せすると税収増は年間約2.5兆円で、政府・民主党が視野に入れる3%増税を3年間続ければ税収は22.5兆円となり、財源不足を一気に解消できる。そもそも、日本の消費税率は現在5%でその内訳は国税4%、地方税1%に分けられる。これは、先進国諸外国比で、最も低いグループに属する。一方、欧州諸国の消費税率は軒並み20%近辺かそれ以上となり、最も高い国のアイスランドでは25.5%になる。こうした消費税率の国際比較はよく行われている。しかし、この比較をする際に注意しなければならない点が3点ある。

第一に、比較に用いられている数値は標準税率に過ぎず、ほとんどの国には複数税率が採用されていて、標準税率よりも低い軽減税率やゼロ税率が適用されている。

第二に、財やサービスの消費に課せられる税は、一般消費税と個別消費税の二つに大きく分けることができるが、諸外国との比較で用いられる税率は、一般消費税に限られている。全ての財とサービスを対象とするのが一般消費税で個別の財やサービスを対象とするのが個別消費税となる。日本の消費税、欧州諸国の付加価値税などは一般消費税に分類される。一方、揮発油税、酒税、たばこ税などは個別消費税に分類される。税負担を対GDP比で測ると、日本は一般消費税の標準税率だけ比較すれば税率は低いが個別消費税も比較するとそこまで見劣りするわけではない。

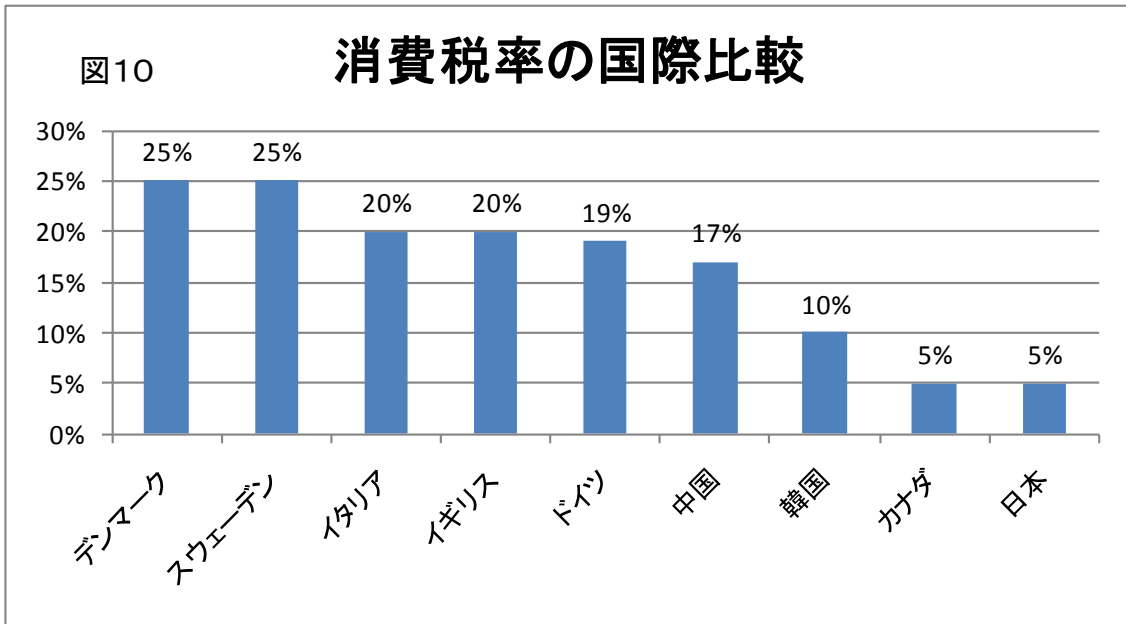
³ 11月17日現在、自民・民主・公明の3党は、11月10日の税調会長会談の中で、増税対象からたばこ税を除外することに合意している。

第三に、日本の消費税の税収は国と地方で分けられている。これは OECD 加盟国では珍しく、州政府を除く地方政府への配分に関してみると日本は 18.9%と高い配分比率となる。

そもそも消費税を特徴づけるポイントは、二つあり、まず一つが付加価値税の仕組みを取っていることで、もう一つは、間接徴収されることである。また、消費税は多段階で課税され、税務署に納税されていく多段階課税と小売り段階のみで課税される単段階課税にも分かれる。

さらに消費税には、課税対象になじまない、あるいは、社会政策的な配慮が必要だという理由から、医療、介護、教育などの複数の非課税取引が設けられている。非課税ということは税金が掛からないということのように思えるが、実際には、非課税取引にも消費税がしっかり課税されている。というのも、これらに対応する事業者には仕入税額控除が認められていないからである。今後消費税率が引き上げられる場合、医療と介護の非課税扱いを止め、課税取引とするべきである。そして、課税取引になれば、仕入税額控除も認められるようになる。

次に世界の消費税はどれくらいなのか考えてみる。下の図 10 が主な主要国の消費税率である。



出典：財務省 付加価値税率（標準税率）の国際比較
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/102.htm

まず、消費税が一番高いのはアイスランドで 25.5%となる。もちろんこの中には、ゼロ税率や軽減税率(7%)が含まれる。次に高いスウェーデンは 25%でこちらもゼロ税率や軽減税率(6%、12%)が含まれる。しかし、スウェーデンを含めた東欧諸国はゆりかごから墓場までという言葉が示すように、税率は高い代わりに社会福祉が日本とは比べ物にならない位に充実している。そのため、高税率でも、国民から不満の声は上がらない。以下代表例として、比較的日本と関わりが深いと思われる国を挙げていく。イタリア 20%(軽減税率：4%、10%)、ドイツ 19%(軽減税率：7%)イギリス 17.5%(ゼロ税率：0%、軽減税率 5%)韓国 10%(ゼロ税率：0%)etc。

こうして世界の国々と消費税を比較すると一目瞭然で日本の消費税が低いことが分かり、特にヨーロッパ諸国と比べてみると約 4~5 倍の差がある。ここからもわかるように

どの国も日本に比べて、消費税において税率は高いがゼロ税率と軽減税率をうまく組み合わせ、国民の負担を軽くしている。さらに、着目してもらいたいのは、世界における日本の位置付けである。日本は、自国に石油などの天然資源はない物の、独自の技術やアメリカを代表とした海外との貿易において、急成長を果たしてきた先進国である。しかし、他の先進国と消費税を比べてみると日本の消費税は低いということが伺える。もちろん、これらの国々は先ほど述べたゼロ税率や軽減税率が採用されているということは分かる。けれども、経済的にも成長をしてきた日本において、消費税 25%をいきなり目指すとは言わないまでもやはり他の先進国と同様に、段階的にでも増税をするべきだと考えられる。

第5章 復興のためのカジノ建設

第1節 カジノ構想

日本の債務残高はすでに、1000兆円近くに達しており、対GDP比で約130%の負債を抱えている。また、増税については、6月に発表された「社会保障と税の一体改革」により、消費税が現在の5%から10%に引き上げることが決定しており、一般国民には大きな負担となっている。この状況下で、震災復興へ向けた財源を国債と増税だけで賄おうとし、さらなる負担をかけるのは現実的に困難である。したがって、財源確保のための新たな歳入先として、日本にカジノを設立について考える。

世界各国にはカジノを認めている国が多数存在する。カジノを認める主な理由としては、その高い収益性にある。経済状況が良くない国や地域では、カジノへ国内外の観光客を呼び込むことによって、財政を支えてきた。その他にも、カジノを設立すれば、その周辺に飲食店や宿泊施設を新たに建設されることになる。これによって、新たな雇用機会が生まれ、大きな経済効果が発生する。また、国がカジノを法律的に認めることによって、違法カジノの排除も見込められる。

実際にカジノによって世界的に有名な街に発展した例がいくつかある。アメリカのラスベガス、モナコ公国のモンテカルロ、ドイツのバーデンバーデン、中国のマカオ、韓国がその代表例がある。カジノ産業はギャンブル産業というより、地域復興の有力産業として、総合リゾート地の街づくり産業として、世界各国が注目する産業に変わりつつある。

日本では1991年に石原都知事が「お台場カジノ構想」を提唱して以来、カジノ産業の是非について、いろいろな議論が交わされて、カジノ合法化に向けての検討が活発になってきた。国会でも議員の間でカジノを合法化しようという声があがり、2002年に野田聖子議員を会長に「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」が発足した。100名を超える国会議員が参加してカジノ産業の研究やゲーミング（カジノ）法案基本構想をまとめるなど、積極的な活動を行ってきた。

日本にカジノ産業ができるとしたら、どのような効果が期待できるか。カジノ産業を導入した際の経済効果については、いろいろな調査機関が市場規模や経済効果について予測している。東京都が都市型のカジノ施設をケースにして経済効果を予測したものがある。カジノハウス単体の施設を作った場合、カジノ収益額が300億円、生産誘発額が740億円、雇用誘発人員が4545人の経済効果が生まれると予測した。またカジノの他にホテルやエンターテイメント施設などの周辺施設も作った場合には、カジノ収益額910億円、生産誘発額2246億円、雇用誘発人員1万3785人と予測した。さらに、この場合の税収効果は221億円になるという試算結果がであった。（東京都都市型観光資源の調査研究報告書）これによって日本でも高い収益性が見込まれ、大きな経済効果を期待できるであろう。

第2節 カジノ導入による懸念

カジノ産業を導入することにより、社会的な悪影響が生じる懸念があるため反対意見も多い。そこで私たちは20代から70代までの男女に「復興の財源確保という名目で、被災地にカジノリゾートが建設されるとしたら、あなたは建設に賛成ですか？反対ですか？」というアンケートをとった。アンケートは新宿、東京、四谷を中心とした場所で行い、合計85名に協力をしていただいた。下の表8がカジノにおけるアンケート結果である⁴。

アンケート結果																										
カジノ	20代		計		30代		計		40代		計		50代		計		60代		計		70代		計		総計	
性別	M	F			M	F			M	F			M	F			M	F			M	F				
賛成	18	4	22		5	2	7		4	3	7		4	3	7		1	1			1	1			2	46
反対	2	6	8		3	3	6		5	2	7		4	3	7		3				3	1	1		2	33
行く	12	2	14		2	1	3		4	1	5		1	1	2						0		1		1	25
行かない	6	2	8		3	3	6		3	1	4		4	2	6						0	1			1	25

この表8の結果、賛成46人反対33人となり58%の方が賛成された。反対意見の方の中には、「被災地ではなく、別の場所であれば賛成」という人もいれ、これを考慮すると日本にカジノを導入すること自体には58%以上の方が容認していると考えられる。しかしながら、カジノ導入に反対意見の方の中には、やはり、カジノのギャンブルとしての危険性を懸念されている方もいた。そこで、カジノ産業に対して懸念すべきことをいくつかあげる。

まず、日本にカジノ産業を導入すると、暴力団がなにかしらの形で関与してくるのではないかという懸念がある。ギャンブルの歴史を振り返れば、どこの国においてもギャンブルと暴力団やマフィアなどが関与していた時代がある。しかし、暴力団などが関与したままで、カジノ産業が今日のように発展するはずがない。

アメリカでは、カジノ産業に暴力団の関与を許さない徹底した対策を何十年も積み上げて、健全な娯楽産業へすることに成功した。カジノ運営に関わる人に対してライセンス制度を設けている。そのライセンス取得には厳しく徹底した審査が行われるため、暴力団関係者は運営サイドに入り込めなくなった。さらに、監視体制も強化され、あらゆる方法で暴力団との関係を断ち切るための規制が強化された。また、ネバダ州では、カジノ管理委員会が、過去に重犯罪を犯した人物や、カジノ産業の健全性を損なう可能性を持った人物など、カジノ産業にとって不適当とみなされた人物のリストを作り、カジノ産業から排除する努力を行っている。

これらの努力によって、カジノをギャンブル産業としてではなく、総合エンターテインメント産業として認識し、カジノ産業の発展が得られた。しかし、逆を考えれば、カジノ産業は、厳しい規制をしないと社会的な悪影響を起ししやすい産業ともいえる。したがって、カジノ反対者の懸念は当然で、日本にカジノを導入する際には、厳しい法律規制や監視体制による十分な配慮が必要である。

次に、未成年者に対する悪影響への懸念がある。未成年がギャンブルをすることが問題であることはもちろんのことだが、未成年の子を持つ親がカジノに行くことで未成年に悪影響が出る懸念がある。

しかし、日本はすでにカジノ大国である。日本では賭博を行うことは違法とされているが、宝くじや競馬、競輪、競艇といった公営ギャンブルが存在し、また、公営のギャンブルだけでなく、民間のパチンコ店が全国に12479店（平成22年）ある。したがって、日本にはすでに街のいたるところにギャンブルが存在している。それにもかかわらず、日本ではカジノを導入について考えるとき、未成年への悪影響を懸念する声が強い。たしかに、

⁴ アンケート結果に無回答は含めていない。

カジノに未成年への悪影響が全く無いとはいえない。カジノ産業は、未成年に対する悪影響の問題を重要視しており、多くのカジノにおいて、未成年がカジノゲームを行うことを禁止するだけでなく、カジノ施設への立ち入りも禁止している。

アメリカのカジノ業界では「プロジェクト21」というプログラムがある。これは、未成年者だけでなく、その保護者や、カジノ運営側に対して、地域全体で、未成年者への悪影響をなくそうとする目的で実施されている。日本にカジノを導入する場合には、カジノ運営側は未成年者への悪影響についての問題を危惧し、綿密な監視体制の導入が絶対条件となる。

第3節 経済打開策としてのカジノ

経済が低迷している日本において、この不況を打開する有効な手立てが見つかっていない。ここで日本にカジノリゾートを導入すれば、カジノハウス単体ではなく、その周辺にはホテル、レストラン、劇場、ショッピングモールなど周辺施設も建設されることになり日本経済を活性化してくれるであろう。カジノ導入の大きな理由のひとつは外国人観光客の誘致であるが、世界にはすでに多数のカジノが存在している。

そのため、日本のカジノは世界のカジノと競争をして、打ち勝つための日本のオリジナリティーが必要である。幸運なことに、日本には日本の伝統文化が多数残っており、世界もこれを認知している。また、今日の日本にもアニメーション産業など日本の独特な文化が世界の注目を集めている。これらの文化をカジノや周辺施設に取り込むことによって、日本独自のカジノリゾートが生まれる。私たちはカジノリゾートをただのギャンブル産業としてではなく、日本オリジナルの総合エンターテイメント産業として日本への導入し、日本経済の打開策と考える。

第6章 政策提言

東日本大震災の復興財源を考えるにあたり、提案する提言は以下の3点である。

第1節 国債

今回の復興における第三次補正予算の財源は、まず国債を発行して当面の資金を確保し、増税によって発行された国債の費用を賄うというのが大まかな流れになるだろう。国債は負担を長期に分散させるために、支払いを先延ばしにできる償還期間が60年の赤字国債と建設国債と、償還期間を25年に設定した復興国債が有力な復興財源となるだろう。復興国債に関しては金利を低めに設定し、そのかわりに相続税控除などのメリットを付与し、資金に余裕のある高齢者や被災地復興に協力する余裕のある富裕層に大々的に協力を仰ぐべきである。負担を後世に残さないといった声もあるが、今回のような超大規模な災害の復興に関しては今の世代の人たちだけで負担するよりも、永きにわたって負担を分散させた方が公平性はある。復興債の発行については現時点で確定されている。では、その国債の買い取りに関してだが、70代以上の高齢者層と若年層は国債保有率が低いことから、子への相続のための資産としての国債の活用する場合に、相続税を軽減することで主に高齢者に対して国債保有のメリットを増やすことが必要である。また、国債には中途換金によるペナルティがあり、これによって最悪の場合元本割れをするという危険性がある。これに対し中途換金のペナルティをなくす、または減額し国債の流動性を高める必要がある。

第2節 増税のアンケート結果からの提言

復興の財源を考えるにあたり、10年間の消費税と所得税の増税を提案する。この増税により国債費を賄うだけでなく、その後の復興に関わる費用の捻出を目的とする。増税を行うということは、その負担がかかってくるのは当然国民である。消費税と所得税の変化は個人の消費に大きく関わってくるので、税収とも関連している。第五章の第二節で記述したアンケートでは、復興における増税することについてアンケートも行い、その結果から今後の増税の可能性を提言していく。アンケートの質問は、「復興のために消費税の増税を行うとした時何%までなら許容できるか」、「今までの所得税からさらに10%分の増税がされた場合、それによって消費を変えようと思うか」、という内容である。下の表がその結果である。

表9

アンケート結果																											
	20代		計		30代		計		40代		計		50代		計		60代		計		70代		計		総計		
性別	M	F			M	F			M	F			M	F			M	F			M	F					
消費税																											
0%	2		2	1	1	2	1		1	1	2	3	1		1											0	9
1%	6	4	10	2		2			0	1		1			0											0	13
3%	3	2	5	2	2	4	2	2	4			0			1	1										0	14
5%	5	3	8	2		2	3	4	7	2	3	5	1		1	2	2	2	4	27							
7%	2	1	3		1	1	2		2	2	1	3			0											0	9
10%~	1		1	1	1	2	2	1	3	2		2	1		1											0	9
所得税																											
変える(消費を減らす)	3	5	8	4	4	8	7	5	12	5	5	10	2		2											0	40
変えない	17	5	23	4	1	5	3	2	5	3	3	6	1	1	2	2	2	2	4	45							

表10

		復興のために消費税の増税を行うとした時何%までなら許容できるか						
		全体	0%	1%	3%	5%	7%	10%以上
性別	男	45	5	9	7	12	6	6
		100%	11.1%	20.0%	15.6%	26.7%	13.3%	13.3%
性別	女	28	3	4	6	10	3	2
		100%	10.7%	14.3%	21.4%	35.7%	10.7%	7.1%
年齢別・男	20代	19	2	6	3	5	2	1
		100%	10.5%	31.6%	15.8%	26.3%	10.5%	5.3%
	30代	8	1	2	2	2	0	1
		100%	12.5%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	12.5%
	40代	10	1	0	2	3	2	2
		100%	10.0%	0.0%	20.0%	30.0%	20.0%	20.0%
50代	8	1	1	0	2	2	2	
	100%	12.5%	12.5%	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	
年齢別・女	20代	10	0	4	2	3	1	0
		100%	0.0%	40.0%	20.0%	30.0%	10.0%	0.0%
	30代	5	1	0	2	0	1	1
		100%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%	20.0%	20.0%
	40代	7	0	0	2	4	0	1
		100%	0.0%	0.0%	28.6%	57.1%	0.0%	14.3%
	50代	6	2	0	0	3	1	0
		100%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	16.7%	0.0%

すると、消費税の増税に関し、若い世代では 1%が最も多く、5%以下の割合が高くなっている。逆に 40 代から上の世代では、5%以上の高い税率でも許容できるという割合が多いことがわかる。クロス集計を行った表 10 からみても、最も高い割合は 40 代女性の 5%の増税 57.1%となった。男女別で比較すると、どちらかといえば男性の方が許容の幅が高いという結果になった。のこれは、男性よりも女性の方が日々の家計を考えているためだと思われる。全体的にみて、消費税の増税は 5%の上乗せが全体の 1/4 強を占めており、全体の平均を出すと 4.22%となる。

このアンケートから復興のための消費税増税の許容が 5%という結果が多かったため、実際に 5%増税をしたらどの程度復興財源が得られるか計算してみる。財務省によると、2010 年度の消費税の税収は 10 兆円である。これに仮に今回のアンケートの結果の 5%を上乗せした消費税 10%の税収を計算すると倍の 20 兆円が得られることになる。ただ、これはあくまでも増税後も消費量が変化しなかったらばという意味であり、増税によって

人々の消費量が大きく変化すると話は変わってくる。これにより、本来取れるべき消費税が減って、GDP も下がってしまうからだ。

では、次に消費税を増税した場合の人々の消費量の変化を考えてみる。消費税を増税するにあたって考えなければならない一番の問題点は消費税が増税されると人々が消費を避けるようになり、それにより本来取れるはずの消費税が減ってしまうということである。2002 年に財務省が消費税を 1%増税したら消費がどの程度減るかを 3 年間調べた結果がある。この結果によると、2003 年 0.16%、2004 年 0.35%、2005 年 0.38%の消費量の減りとなる。そこからこのように消費量が減ったら消費税の税収は具体的にどのくらい減るのか計算してみる。2002 年の消費税の税収が 9.8 兆円のため消費税を 1%増税すると、2003 年は 9.784 兆円(9.8×99.84%)、2004 年は 9.765 兆円(9.8×99.65%)、2005 年は 9.762 兆円(9.8×99.62%)となる。さらに、5%増税した時の消費量と税収の変化も計算してみる。まず、消費量は 2003 年 0.8%、2004 年 1.75%、2005 年 1.9%減となり、税収が 2003 年は 9.721 兆円(9.8×99.2%)、2004 年は 9.628 兆円(9.8×98.25%)、2005 年は 9.613 兆円(9.8×98.1%)となる。これは、あくまで単純計算ではあるが、消費税の税率を 5%上げて、一番消費が減っている 2005 年を見ても、税収は約 2000 億円しか減らないのである。ここから、消費税の増税によって引き起こされる消費量減少による消費税の税収の減少は、消費税の税率引き上げによって得られる税収に比べると少ないため、消費税の増税は有効である。

次に所得税の結果は、変えないが 45 票、変える(消費を減らす)が 40 票となった。若い世代では、所得税の増税では消費を変えないと答えた割合が高かったが、消費税の増税では低い税率の増税を望む答えが多くみられた。それに対し、中高年の層では、所得税の増税では消費を減らすと答えた割合が高かったが、消費税の増税では比較的高い税率での増税でも許容できるとの答えが多くみられた。

続いて個人所得課税を増税すると消費が変わらない場合、どれくらいの税収が得られるのか計算してみる。財務省によると 2011 年度における日本の個人所得課税の予算額は約 13.5 兆円といわれている。そこに今回アンケートで調べた通り 10%の増税を試みる。すると、13.5 兆の 10%で、1 年間で 1.35 兆円の税収が増える。これを震災復興のために期間限定で 10 年間行くとすれば 10 年間で 13.5 兆円の税収になる。もちろん、この数値はあくまで消費が変わらなければ良いというものであって、これにより消費が減ってしまえば消費税や GDP にマイナスの影響が出てしまうため、他の税収にも悪影響が出てくる可能性はある。そして、個人所得課税は所得をもらう即ち労働によって支払われる給料から取られる税のため、特に 20 代から 30 代の働き盛りの世代に負担が大きくなってしまわないかという懸念もある。しかし、先ほども述べたように仮に 10 年間で 13.5 兆円の税収が得られれば、復興費の過半数の金額になる。

所得税に関し、4 章で記述した通り海外と比べても日本の国税収入に占める個人所得課税収入の割合が低いため、上げるべきだと考える。さらに、アンケートから過半数が個人所得課税を 10%増税しても消費は変えないという意見を持っていた。したがって、所得税の増税は行うべきである。

第3節 復興カジノ

私たちは、東日本大震災の復興のひとつの手段として、カジノリゾートを東北の被災地に建設することを提言する。被災地は、東日本大震災に伴った巨大津波によって住居のみならず、企業や工場も流され瓦礫の山だけが残る土地となってしまった。神戸を中心として発生した阪神淡路大震災では、被災地が都市部であったために民間投資が活発で復興を早めたといえる。しかし、今回の東日本大震災では、被災地が東北であるため民間投資が

阪神淡路大震災のときのように活発に行われないと考えられる。そのため、このままでは、被災地の瓦礫を撤去し土地整備が行われても民間投資が行われないうちに、震災以前の経済水準まで戻ることを見込めないであろう。したがって、カジノリゾートの建設を被災地に行く必要がある。なぜなら、カジノに期待できる高い収益性はそのまま、現地の地方自治体の税収となり、財政的自立に寄与することになる。また、カジノリゾートを建設すれば、その周辺施設のために民間投資が行われるようになり、衰弱した経済を活性化させる働きがある。さらに、カジノリゾート全体を運営するには、それに見合った労働力も必要であり、失った雇用を新たに創設することができる。

日本でのカジノ合法化を目指す超党派の「国際観光産業振興議員連盟(カジノ議連)」も、東日本大震災の復興計画の一つとしてカジノの施行を位置づけ、収益金も復興財源とする方針である。東日本大震災以前は東京・お台場、沖縄県で建設する案が有力だったが、震災復興を優先して仙台市を候補地とする案が急浮上している。

現在、発表されている試算値によれば仙台国際空港周辺にカジノを導入した場合、少なくとも900億円のカジノ市場が形成され、そこから250億円のカジノ税収が生まれると予測されている。

私たちは東日本大震災の復興財源確保の手段を考えるだけでなく、壊滅的被害を受けた被災地の経済復興のために、カジノリゾートを被災地に建設することを提言する。また、カジノリゾートを建設するにあたっては、世界のカジノに対抗できるように日本文化を取り入れ、ただのギャンブル産業としてではなく、日本オリジナルの総合エンターテインメント産業としての導入が最良と考える。

先行論文・参考文献・データ出典

《先行論文》

土居丈朗『財政学から見た日本経済』 光文社新書 2002年
野口悠紀雄『大震災後の日本経済 100年に1度のターニングポイント』 ダイヤモンド社 2011年
岩田規久男『経済復興 大震災から立ち上がる』 筑摩書房 2011年
西沢和彦『税と社会保障の抜本改革』 日本経済新聞出版社 2011年
上野健一『新日本のカジノ産業』 しののめ出版 2007年

《参考文献》

日野謙一 「阪神・淡路大震災 : 復興政策の問題と課題 (序説)」 『cinii』 (関西学院大学) 18-19項 <http://ci.nii.ac.jp/naid/110004599106>

《データ出典》

財務省 国債及び借入金並びに政府保証債務現在高(平成23年3月末)
<http://www.mof.go.jp/jgbs/reference/gbb/2303.html>
財務省 債務残高の国債比較 (対GDP比)
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/007.htm
財務省 日本の財政関係資料
http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/sy014_22.pdf
朝日新聞 2011年5月3日
朝日新聞 2011年7月26日
NAVER
<http://matome.naver.jp/odai/2131916845351497101>
兵庫県 HP 復興10年総括検証・提言データベース 復興資金－復興財源の確保
http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd33/wd33_000000126.html
補正予算等において措置された阪神・淡路大震災等関係経費の概要
http://www.hiroi.iii.u-tokyo.ac.jp/index-genzai_no_sigoto-jisin_joho-hanshin-hukkou-dayori-keihi01.pdf
世界経済のネタ帳 日本のGDPの推移
http://ecodb.net/country/JP/imf_gdp.html
日経ニュース 2011.5.23
<http://business.nikkeibp.co.jp/article/money/20110518/220028/?rt=nocnt>
『日本国債外国人保有率が過去最大水準に』 2011.9.21
<http://www.nikkei.com/news/headline/article/g=96958A9C93819591E0E3E2E3E18DE0E3E2EBE0E2E3E39C9CEAE2E2E2>
株式投資ガイドブック 国債保有主体の比率
http://rh-guide.com/saiken/kokusai_hiritu.html
マーケット分析 (主要国の国債利回り)
http://hojin.ctot.jp/markets/data_bond.html

社会実情データ図録 年齢別有価証券保有率

<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/4692.html>

毎日 jp 2011.9.16

<http://mainichi.jp/life/money/news/20110917k0000m020102000c.html>

財務省 個人所得課税の国際比較

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/027.htm

財務省 付加価値税率（標準税率）の国際比較

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/102.htm

社団法人 日本遊戯関連事業協会ホームページ

http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/sy014_22.pdf

補足データ

アンケートの概要

回答は該当するものに○をして下さい。また、記入する場合は記入欄にお書き下さい。

1. あなたの性別をお答え下さい。

男 / 女

2. あなたの年代をお答え下さい。

10代 / 20代 / 30代 / 40代 / 50代 / 60代 / 70代～

3. 復興のために消費税の増税を行うとした時、何%までなら許容できますか？

0% / 1% / 3% / 5% / 7% / 10%以上

4. 復興のために、今までの所得税からさらに10%分の増税がされた場合、それによって消費を変えようと思えますか？

例) 年収500万円で所得税6万円 →増税後 6万6000円になり10%の6000円分UP

変えない / 変える(消費を減らす)

5. 復興の財源確保という名目で、被災地にカジノリゾートが建設されるとしたら、あなたは建設に賛成ですか、反対ですか？

賛成 / 反対

6. 5で賛成と答えた方は、カジノができたら行きたいと思えますか？

また、反対と答えた方は、もし理由がありましたらお書き下さい。

行きたい / 行きたくない

理由

--